

みえ省エネ家電推進協力店舗登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会を推進するため、みえ省エネ家電推進協力店舗登録制度（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定め、省エネ家電製品の更なる普及を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 みえ省エネ家電推進協力店舗登録制度の登録を受けた店舗は、本事業の実施にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小売事業者表示制度による統一省エネラベル等を活用し、省エネ家電製品の省エネルギー性能及び省エネルギーに役立つ使用方法等の情報を店舗の利用者に対して積極的にわかりやすく説明すること。
- (2) 県が実施する省エネ家電の普及啓発の取組について、協力を行うこと。
- (3) 前各号に掲げる内容について、県の求めに応じて、活動内容を報告すること。

(登録要件)

第3条 みえ省エネ家電推進協力店舗登録制度の登録を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内で家電を販売している個人または法人であること。
 - (2) 省エネ家電製品の省エネルギー性能及び省エネルギーに資する使用方法等に関して、積極的にわかりやすく説明できる個人または法人であること。
- 2 みえ省エネ家電推進協力店舗の登録を受けようとする者は、様式第1号による申請書により申請するものとする。
- 3 登録の有効期限は、登録日から3年が経過後の年度末とし、その更新を受けなければ期間の経過によって、その効力を失う。

(登録手続)

第4条 県は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、みえ省エネ家電推進協力店舗の登録をする、又はしない旨の決定を行い、申請者に対してその旨の通知を行うものとする。

- 2 次に掲げる申請者及び家電量販店舗は、登録を行わないこととする。
- (1) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条第2号及び第3号に規定する者又はこれらと密接な関りを持つ者。
 - (2) 宗教活動及び政治活動に関する者。
 - (3) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としない者。

- (4) その他、県が適当でないとする者。
- 3 審査にあたっては、県は必要に応じて申請者に対して現地確認を行うことができる。
- 4 登録の更新に係る要件については第1項及び第2項を準用するものとする。

(登録の変更・廃止)

第5条 前条に規定する登録を受けたみえ省エネ家電推進協力店舗は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、様式第2号による登録変更・廃止届出書を県に届け出なければならない。

- 2 県は、前項に規定する届出書を受領したときは、当該登録を変更又は抹消するものとする。

(登録の取消)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みえ省エネ家電推進協力店舗の登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の役割を適切に担うことができないと県が認めたとき。
- (2) 第4条第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 県の信用を損なう、または不名誉となるような行為を行ったものと県が認めたとき。
- (5) その他、県が適切でないとするとき。

(公表)

第7条 県は、店舗名並びに所在地、その他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項においては、公表することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月7日から適用する。